

【一戸町】  
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	573	544	522	500	456
② 予備機を含む 整備上限台数	0	626	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	544	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	544	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	82	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	82	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	13.1%	0	0	0

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和元年度及び2年度に整備した全児童生徒分の学習者用端末の更新を、令和7年12月までに行い、令和8年1月から全校で端末を使用開始できるよう調整する。  
児童生徒の増加があった場合は、予備機による対応とする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○ 基本的な方針

業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。

○ 対象台数：711台

○ 処分方法

小型家電リサイクル法の認定事業者の再使用・再資源化を委託：711台

○ スケジュール(予定)

令和7年11月 処分事業者選定

令和8年1月 新規購入端末の使用開始 使用済端末保管

令和8年1月 使用済端末の事業者への引き渡し

○ その他特記事項

本町で現在使用している児童生徒用 1 人 1 台端末は Windows10Enterprise LTSC を使用しているため、令和 7 年 10 月以降も必要なサポートを受けながら使用することが可能。